健康保険適用事業所
加入条件＆手続き
要点簡単まとめ

Money Forward クラウド

※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

1 健康保険 適用事業所の区分と要件

強制適用事業所	法律により健康保険・厚生年金保険への加入が義務付けられている事業所。 **法人**：従業員数に関わらず、全ての法人は強制適用。 **個人事業所**：農林水産業、サービス業等を除く業種で、常時5人以上の従業員（パート等含む）を使用する場合。	
任意適用事業所	強制適用に該当しない事業所で、従業員の半数以上の同意を得て、事業主が厚生労働大臣の認可を受けることで適用事業所となる。	
その他	一括適用	複数の適用事業所を持つ企業が、本社等で手続きを一本化できる制度（要件あり）。
	適用除外	法人等でも、国保組合に加入継続が可能な場合（要承認）。

2 加入対象者の条件

一般労働者	適用事業所に常時使用される者（国籍・性別・年金受給不問、試用期間含む）。
派遣社員	派遣元事業所が適用事業所の場合、以下の条件を満たせば加入。 ・雇用契約期間が2ヶ月を超える（更新により超える場合含む）。 ・週所定労働時間、月所定労働日数が、派遣元の一般社員の4分の3以上。

© MoneyForward, Inc.

パート・アルバイト	原則	週所定労働時間・月所定労働日数が、同事業所の一般社員の4分の3以上。
	適用拡大	上記未満でも、以下の全てを満たす場合は加入対象（企業規模要件あり）。

適用対象となる企業規模 ※1	週所定労働時間	月額賃金	雇用期間見込	学生
常時51人以上（2024年10月～）	20時間以上	8.8万円以上	2ヶ月超	夜間学生または休学中の学生　※2
常時101人以上（～2024年9月）	20時間以上	8.8万円以上	2ヶ月超	夜間学生または休学中の学生　※2

※1：厚生年金保険の被保険者数。同一法人番号の企業全体で判断。労使合意があれば、規模未満でも任意で適用可能（任意特定適用事業所）。
※2：昼間学生は原則適用対象外。

3 主な手続き

事業所の新規加入	強制適用	事実発生から5日以内に「新規適用届」を年金事務所等へ提出。法人登記簿謄本等の添付書類が必要。
	任意適用	従業員同意後速やかに「任意適用申請書」に従業員の同意書、事業主の住民票、公租公課の領収証等を添えて年金事務所へ提出し、認可を受ける。
従業員の加入・脱退	加入時	事実発生から5日以内に「被保険者資格取得届」を提出。
	脱退時	事実発生から5日以内に「被保険者資格喪失届」を提出。

© MoneyForward, Inc.